

告 示

埼玉県告示第八十四号

測量計画機関である川越市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年一月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

川越市

二 作業種類

公共測量（二級基準点測量 一点）

三 作業地域

川越市大字久下戸

四 作業期間

令和三年十二月二十日から令和四年三月三十一日まで